

デイサービスセンターことぶき 重要事項説明書



社会福祉法人

須坂市社会福祉協議会



ことぶき

【2024年6月14日改訂】

須坂市社会福祉協議会の居宅サービスの概要

1、法人の概要

- (1) 名称 社会福祉法人須坂市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 須坂市大字須坂476-1
- (3) 代表者 会長 豊田 清寧
- (4) 設立年月 昭和26年6月
- (5) 連絡先 026-245-1619 (代表)
www.suzaka-shakyo.jp (ホームページアドレス)
cocoro@suzaka-shakyo.jp (Eメールアドレス)

2、運営方針

本会は、福祉サービス利用者の利益を保護し、地域の介護サービスの基盤の整備に寄与することにより、地域福祉の推進を図ることをも目的として在宅福祉サービスを実施します。

在宅福祉サービスの実施に当たっては、社会福祉法及び介護保険法等の社会福祉関係法令の趣旨を尊重し、利用者の居宅での日常生活を継続できるよう必要な支援を総合的に提供するものとします。

これらの方針を実現するため、次のサービス目標を掲げてサービスの提供を行います。

- ◆ 本会は、利用者の在宅生活の継続を最優先します。
- ◆ 本会は、利用者の意思を尊重します。
- ◆ 本会は、介護者の負担の軽減をめざします。

サービスの提供に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

提供するサービスの概要

1、事業所の種類

指定通所介護事業所 認知症対応型単独施設
(平成12年3月15日指定・平成12年4月1日開設)

2、事業の目的

認知症対応型介護予防通所介護及び認知症対応型通所介護は、利用者がデイサービスセンターに通所し、入浴食事の提供、機能訓練等のサービスの提供を受けることにより、利用者の孤独感の解消、身体機能の維持を図ると共に介護者の負担の軽減を図り、利用者の日常生活の支援を行うことを目的とします。

3、サービス内容

- ① 送迎 リフト車などを用い、車椅子の方でも寝たきりの方でも安心してご自宅と施設間を送迎いたします。片道のみでのご利用も可能です。
* 家族送迎が可能な方は、自家送迎をお願いいたします。
- ② 食事 管理栄養士の作成したメニューを提供いたします。
- ③ 入浴 各種入浴装置等により利用者の状態に合わせた入浴方法をご利用いただけます。
- ④ 余暇 機能訓練等を兼ねたレクリエーションや、創作等の趣味活動を行います。
- ⑤ 機能訓練 希望者には個別機能訓練を行います。
専門的なリハビリをご希望の方は通所リハビリをご利用ください。
- ⑥ 介護相談 日常生活の様々な悩みや、介護サービス等なんでもご相談ください。

4、事業所の名称及び所在地・管理者・連絡先・実地地域

事業所の名称	所在地	管理者	電話番号	FAX
須坂市社協デイサービスセンターことぶき	須坂市大字野辺1335-7	青木智恵子	246-9822	246-9820

実施地域 須坂市及びその周辺（小布施、高山）地域

5、営業時間

(1) サービスの提供時間

月曜日から土曜日、午前8時45分から午後5時15分

延長の場合は、サービス提供時間が9時間以上の場合に算定

(午前7時～午前8時45分 ・ 午後5時15分～午後7時まで)

*但し、1月1日から1月3日までを除く他、施設整備及び行事等により休館日を設ける場合がありますが、臨時に休館する場合は、あらかじめご連絡いたします。

*年末年始については、時間を短縮して営業することもあります。

(2) 受付その他の管理業務時間

月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分

*但し、国民の休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

6、サービス提供方針

- ◆ 利用者の心身の状況を的確に把握し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消並びに心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう必要な援助を行うものとします。
- ◆ サービスの提供にあたっては、須坂市地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び関係者と密接な連携を図り、利用者の日常生活の継続並びに介護者の負担軽減に配慮するものとします。

7、設備等

利用定員	食堂兼機能訓練室	静養室	浴室	相談室	送迎車両
12名	1室 71.21 m ²	1室 17.32 m ²	一般浴槽 特殊浴槽	1室 7.45 m ²	軽車椅子車1台 軽乗用車2台

8、職員の体制

管理者	1人	(生活相談員・介護職員と兼務)
生活相談員	1人	(介護職員と兼務)
看護職員	2人	(機能訓練指導員と兼務)
介護職員	4人	

○ 主な職種の勤務内容

ア 生活相談員

利用申込の受付及び調整、サービス計画の取りまとめ、並びに介護職員の指導等を担当します。

イ 看護職員

利用者の健康チェック、健康に関する相談及び助言を行います。

ウ 介護職員

介護サービスを提供いたします。

エ 機能訓練指導員

看護職員が兼務し、機能訓練等を指導します。

キ その他

送迎車両を運転する運転技術員が配置されます。

食事は、管理栄養士の立てる献立表により、ご利用者の心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供しています。

9、サービスの料金

(1) 介護予防通所介護費用

(要支援1・要支援2の方が対象) (表示は1割負担の場合 単位：円/回)

サービス	区分	サービス料金	利用料(利用者負担)
基本サービス	要支援1	8,610	861
	要支援2	9,610	961
サービス提供体制強化加算 (I)	要支援1	880	88
	要支援2	1,760	176
入浴介助加算 (I)		400	40
送迎減算	片道	470	47

介護職員処遇改善加算 (I)	(基本サービス+加算) × 18.1%
----------------	---------------------

(2) 通所介護費用 (要介護1から要介護5の方が対象) (表示は1割負担の場合 単位:円/回)

サービス	所要時間等	区分	サービス料金	利用料 (利用者負担)
基本サービス (*本会では基本的に7時間以上8時間未満でご利用いただいております)	3時間以上 4時間未満	要介護1	5,430	543
		要介護2	5,970	597
		要介護3	6,530	653
		要介護4	7,080	708
		要介護5	7,620	762
	4時間以上 5時間未満	要介護1	5,690	569
		要介護2	6,260	626
		要介護3	6,840	684
		要介護4	7,410	741
		要介護5	7,990	799
	5時間以上 6時間未満	要介護1	8,580	858
		要介護2	9,500	950
		要介護3	10,400	1,040
		要介護4	11,320	1,132
		要介護5	12,250	1,225
	6時間以上 7時間未満	要介護1	8,800	880
		要介護2	9,740	974
		要介護3	10,660	1,066
		要介護4	11,610	1,161
		要介護5	12,560	1,256
7時間以上 8時間未満	要介護1	9,940	994	
	要介護2	11,020	1,102	
	要介護3	12,100	1,210	
	要介護4	13,190	1,319	
	要介護5	14,270	1,427	
8時間以上 9時間未満	要介護1	10,260	1,026	
	要介護2	11,370	1,137	
	要介護3	12,480	1,248	
	要介護4	13,620	1,362	
	要介護5	14,720	1,472	

サービス提供体制強化加算 (I)		220	22
入浴介助加算 (I)		400	40
延長加算	1時間	500	50
送迎減算	片道	470	47
介護職員処遇改善加算 (I)	(基本サービス+加算) × 18.1%		

- 注) 1. 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額（介護報酬の告示上の額）によるものとし、利用者の「介護保険負担割合証」記載の負担割合に応じた額となります。
- 注) 2. 所要時間は、サービスの提供を行うための標準的時間で、居宅介護計画で予定させている時間となります。但し、利用者の希望により通常のご利用時間を延長（午前7時から午前8時45分又は午後5時15分から午後7時までの時間帯）される場合は、加算の対象となります。（上記料金表参照）※上記以外の時間を希望される場合はご相談下さい。
- 注) 3. 送迎について、利用者自ら行う場合や家族が送迎を行う場合は、片道につき47円の減額となります。
- 注) 4. 本会による利用料減免措置の対象者（対象者の指定は市町村が行います）の利用料は、利用者の負担する利用料が3/4となります。
- 注) 5. 介護保険のご利用が償還払いの扱いとなっている方は、サービス料をご負担いただきます。この場合、サービス提供証明書を発行いたしますので、市町村の介護保険窓口で償還払いの請求をご提出ください。
- 注) 6. 介護保険給付限度額を超えたサービスについては、サービス料の全額が利用者のご負担となります。
- 注) 7. 制度の改正等により、サービス料や利用料の変更等があった場合は、直ちに變更された金額に改めると共に利用者にお知らせいたします。

10、利用料以外の費用

次の場合の費用は、利用者の負担となりますのでご了承願います。

- (1) 食費
昼食サービスについて、1食あたり650円頂戴いたします。
- (2) 通常の事業実施区以外でサービスをご利用いただく場合の送迎費
須坂市の区域外にお住まいの方で本会のサービスをご利用される場合は、送迎場所と施設との距離1km当たり37円をご負担いただきます。
- (3) レクリエーション、クラブ活動等の教材費
利用者のご希望により参加していただくレクリエーションやクラブ活動で必要となる教材費については、実費をご負担いただきます。
- (4) 記録の複写物等の交付
通所介護サービスの記録等、本会が作成する書類で公開可能な書類の複写物の交付を希

望される場合は、1枚につき30円をいただきます。

(5) 日常生活に必要となる諸費用

利用者の日常生活上必要な費用で利用者の便宜のため、デイサービスセンターがご用意する次の物品（1枚あたり）にかかる費用です。ただし、利用者をご持参される場合は不要となります。

①紙おむつ・リハビリパンツ 150円 ②平オムツ 100円 ③尿パット 50円

(6) 行事参加費

デイサービスセンターが利用者を対象として主催する行事については、実費をご負担していただきます。

(7) 洗濯

ご自宅で洗濯の困難な方には、1回200円にて当施設で洗濯の実施を行います。

また、事情によって衣類等のお預かりも行います。

(8) その他

通常のサービスの範囲を超えて必要となる費用が生じた場合は、利用者のご負担となります。

11、サービスの提供方法

(1) 本会では、利用者ごとに担当する通所介護サービス計画を作成してお知らせします。

(2) サービスは、サービス提供日の前日5時までにご連絡いただければいつでも中止することができます。

*但し、サービス提供日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合は、当該基本料金10%のキャンセル料を請求させていただきます。

(3) ご利用中に、状態の変化等があった場合は、家族及び主治医等と速やかに連絡を取り、身体状況によっては、救急車の手配や医療機関の受診等を行う場合があります。

(4) 本会では、随時施設の見学や体験利用（食費等実費負担）、介護相談等を受け付けておりますので、各事業所へお気軽にご相談ください。

12、その他

本会では、地域福祉の向上並びに福祉人材の育成を図るため、学校や養成機関からの研修生の受け入れの協力を行っています。つきましては、本趣旨をご理解いただき、予めご了承をお願いいたします。

緊急時及び事故発生時の対応等

1、緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、必要な措置を講じるとともに事前の打ち合わせにより主治医、協力病院、救急隊、親族、須崎市地域包括支援センター等に連絡いたします。

2、事故発生時の対応及び再発防止

サービス提供中に事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに、速やかにご家族、関係機関に連絡いたします。尚、サービス提供者の責めに帰すべき事由により、損害を及ぼした場合は、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者あるいは家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。また、発生要因を十分検討し、原因究明を行い、再発防止に努めます。

3、損害賠償保険への加入

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会事業者総合保険
保障の概要	損害等賠償責任補償・傷害保障

個人情報の使用等及び秘密の保持

- 1、事業者は居宅介護サービスの提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。
- 2、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及び家族の個人情報を用いません。
- 3、事業者は、個人情報保護法に基づき、個人情報の取り扱いには守秘義務遵守のもと、細心の注意を払うことをお約束します。

虐待の防止について

本会は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 青木智恵子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

サービスに関する苦情等

作成された居宅サービス計画に基づいて提供されている各種サービスに関するご相談・苦情を承ります。

部所名	係長・所長	指定事業所名	管理者	電話番号
ことぶき	青木智恵子	須坂市社協が 併設センターことぶき	青木智恵子	246-9822

*下記の窓口でも承ります。

事務局 Tel 026-245-1619 Fax 026-246-0054

E-mail : cocoro@suzaka-shakyo.jp

事務局長 青木 一浩

第三者委員 高津 龍一 Tel 026-245-2907

竹前みち子 Tel 026-246-4330

*本事業所以外に、直接苦情を伝えることができます。

須坂市健康福祉部高齢者福祉課介護保険係

Tel 026-245-1400 (須坂市役所代表)

Tel 026-248-9020 (高齢者福祉課直通)

小布施町健康福祉課高齢者福祉係

Tel 026-214-9108

高山村健康福祉課福祉係

Tel 026-242-1201

長野県福祉サービス運営適正化委員会 事務局

Tel 026-226-2210

長野県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係

Tel 026-238-1580

提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

須坂市社会福祉協議会の居宅サービスの概要

1. 指定を受けている事業所及び管理者

事業所の名称	指定番号	所在地	管理者	電話番号
訪問介護事業部	2070700030	須坂市大字須坂 476-1	松山淳子	245-1640
訪問入浴介護事業部	2070700048			214-4161
デイサービスセンター ぬくもり園	2070700154	須坂市大字野辺 1341-2	荒井敏彦	246-8462
デイサービスセンター ことぶき	2070700147	須坂市大字野辺 1335-7	青木智恵子	246-9822
デイサービスセンター すえひろ	2070700139	須坂市大字須坂 1243-1	牧久美子	246-6191
地域密着型特別養護老人 ホーム ぬくもり園	2090700051	須坂市大字野辺 1335-1	小松正典	242-5323
短期入所生活介護ぬくもり園	2070700584			
居宅介護支援事業部	2070700436	須坂市大字須坂 1243-1	横山道郎	245-1640 214-4131
特定相談支援事業部	2030700146			
障害児相談支援事業部	2070700147			

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供にあたり、利用者に対して契約者及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者 社会福祉法人須坂市社会福祉協議会
須坂市社協デイサービスセンターことぶき
所在地 須坂市大字野辺 1 3 3 5 番地 7
説明者 職名 生活相談員

氏名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護サービスについて重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

個人情報に関わる同意書

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

会 長 豊 田 清 寧

令和 年 月 日付で契約を締結した居宅サービス利用契約に基づくデイサービスセンターことぶきの利用にあたり、サービス担当者会議、行政機関・関係機関との連絡調整、その他居宅サービスの提供のために必要な場合について、私及び私の家族の個人情報を使用する事に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

家 族 住所 _____

氏名 _____